

地域森林計画（変更計画）書（案）

（富士川上流森林計画区）

計画期間 自 平成 29 年 4 月 1 日
至 平成 39 年 3 月 31 日
（変更年月 平成 30 年 6 月）

地域森林計画（変更計画）書

（富士川上流森林計画区）

変更理由

林道開設路線の追加

井富生産基盤強化区域内における効率的な森林整備等に直結する路網ネットワークを形成するため、ネットワークの幹線となる林業生産基盤整備道（林道井富2号線）の開設を追加したい。

【背景】

近年、大型の製材工場やバイオマス施設の整備の進展に伴い、木材需要は増加し、木材流通が県境を越えて広域化していることから、国は、林道、公道等の既存ストックを有効活用しつつ、人工林資源が充実し、原木の供給先となる合板・製材工場等の集荷圏にあるエリア等を「生産基盤強化区域」として設定し、路網ネットワークを形成する幹線となる林道の整備を推進するため、平成30年度から森林資源循環利用林道整備事業を策定した。

本県においても、平成31年4月から身延町において大型の木材加工施設が稼働する予定であり、県産材に対する需要の高まりが見込まれている。井富生産基盤強化区域内の森林はカラマツが92%を占め、その全てが伐期（8齢級以上）に達しており、当該区域からも木材加工施設への原木供給が見込まれている。

【備考】

林業生産基盤整備道とは

林業生産基盤整備道とは、森林整備に直結する林内路網を形成する上で、恒久的施設として整備すべき林道。

林業専用道とは

林業専用道とは、間伐作業を始めとする森林施業の用に供し、専ら木材輸送用車両の通行等に供する恒久的施設として、林業専用車や林業用車両が走行可能な林道。

生産基盤強化区域とは

生産基盤強化区域とは、原木の供給先となる合板・製材工場等の集荷圏にあり、区域の設定時において、区域内の人工林の蓄積量のうち標準伐期齢以上の蓄積量の占める割合が5割以上となっているなど、意欲と能力のある林業経営者による循環利用が見込まれる森林の区域。

生産基盤強化区域ごとの面積は、合理的な森林施業を行うことのできる一定のまとまりを持った範囲とし、尾根や谷などで囲まれた自然地形を単位に、100 ha以上を目安としている。

目 次

(印 変更のある計画事項又は計画項目)

計画の大綱

(計画の目的)	1
第1 森林計画区の概況	
1 位置及び面積	2
2 自然的背景	4
3 社会的経済的背景	6
4 計画区内森林の現況	8
5 その他(計画区内における最近の動向)	13
第2 前計画の実行結果の概要及びその評価	
1 伐採立木材積	14
2 間伐面積	14
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	15
4 林道の開設及び拡張の数量	15
5 保安施設の整備	15
6 要整備森林の施業の区分別面積	16
第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	
1 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	17
2 森林の整備に関する事項	17
3 森林の保全に関する事項	18

計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

1 地域森林計画の対象とする市別の森林面積	20
2 地域森林計画対象森林の選定	21

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1	森林の整備及び保全の目標、基本方針に関する基本的な事項	23
	(1) 森林の整備及び保全の目標	23
	(2) 森林整備・保全の基本指針	25
	(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	28
2	その他必要な事項	30
第3 森林の整備に関する事項		
1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	31
	(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針	31
	(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	34
	(3) その他必要な事項	35
2	造林に関する事項	39
	(1) 人工造林に関する指針	39
	(2) 天然更新に関する指針	40
	(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	41
3	間伐及び保育に関する基本的事項	42
	(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	42
	(2) 保育の標準的な方法に関する指針	43
	(3) その他必要な事項	44
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	45
	(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針	45
	(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針	48
	(3) その他必要な事項	49
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	50
	(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	50
	(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	50
	(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	51
	(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	51
	(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	51
	(6) その他必要な事項	51

6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	52
(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	52
(2)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	53
(3)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	54
(4)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	57
(5)	その他必要な事項	58
第4	森林の保全に関する事項	
1	森林の土地の保全に関する事項	59
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	59
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	59
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	59
(4)	その他必要な事項	59
2	保安施設に関する事項	62
(1)	保安林の整備に関する方針	62
(2)	保安施設地区に関する方針	62
(3)	治山事業に関する方針	62
(4)	特定保安林の整備に関する事項	63
(5)	その他必要な事項	64
3	鳥獣害の防止に関する事項	64
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	64
(2)	その他必要な事項	65
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	65
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	65
(2)	鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)	65
(3)	林野火災の予防の方針	65
(4)	その他必要な事項	66
第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
1	保健機能森林の区域の基準	67
2	その他保健機能森林の整備に関する事項	67

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	67
(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	68
(3) その他必要な事項	68
第6 計画量等	
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	69
2 間伐面積	69
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	69
4 林道の開設及び拡張に関する計画	69
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	80
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	80
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	83
(3) 実施すべき治山事業の数量	84
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期	84
第7 その他必要な事項	
1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	85

(注)本文中の森林面積に関するデータは、記載がない限り平成28年10月1日現在の森林簿の値としている。

本文中、「前計画書」とは、平成 29 年 1 月公表の地域森林計画書（富士川上流森林計画区）である。

また、変更のない計画事項及び項目は、計画事項及び項目名のみを記載しており、計画事項及び項目名に一部変更がある場合は、本計画に読み替えるものとする。

計画の大綱

(計画の目的)

前計画書のとおり。

第 1 森林計画区の概況

1 位置及び面積

前計画書のとおり。

2 自然的背景

(1) 地形

前計画書のとおり。

(2) 河川

前計画書のとおり。

(3) 地質

前計画書のとおり。

(4) 土壌

前計画書のとおり。

(5) 気候

前計画書のとおり。

3 社会的経済的背景

(1) 人口

前計画書のとおり。

(2) 産業別就業者数

前計画書のとおり。

(3) 交通

前計画書のとおり。

4 計画区内森林の現況

前計画書のとおり。

(1) 森林の所有構造

前計画書のとおり。

(2) 森林資源の状況

前計画書のとおり。

(3) 保安林等の指定状況

前計画書のとおり。

5 その他（計画区内における最近の動向）

(1) 木質ペレット工場及びチップ工場の新たな稼働

前計画書のとおり。

(2) 「武田の杜」が新たな森林セラピー基地に認定

前計画書のとおり。

第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画書のとおり。

1 伐採立木材積

前計画書のとおり。

2 間伐面積

前計画書のとおり。

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

前計画書のとおり。

4 林道の開設及び拡張の数量

前計画書のとおり。

5 保安施設の整備

(1) 保安林の指定面積

前計画書のとおり。

(2) 治山事業施行地区数

前計画書のとおり。

6 要整備森林の施業の区分別面積

前計画書のとおり。

第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

前計画書のとおり。

1 森林の整備及び保前に関する基本的な事項

森林の多面的機能を維持増進するための整備と保前

前計画書のとおり。

2 森林の整備に関する事項

(1) 人工林資源の循環利用の促進

前計画書のとおり。

(2) 森林施業の合理化

前計画書のとおり。

3 森林の保全に関する事項

保全・保護を要する森林の現状と方針

前計画書のとおり。

計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

前計画書のとおり。

1 地域森林計画の対象とする市別の森林面積

前計画書のとおり。

2 地域森林計画対象森林の選定

前計画書のとおり。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標、基本方針に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

前計画書のとおり。

(2) 森林整備・保全の基本方針

前計画書のとおり。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

前計画書のとおり。

2 その他必要な事項

(1) 公的関与による森林整備

前計画書のとおり。

(2) 県民参加の森林づくり

前計画書のとおり。

第3 森林の整備に関する事項

前計画書のとおり。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

前計画書のとおり。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

前計画書のとおり。

(3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

前計画書のとおり。

(2) 天然更新に関する指針

前計画書のとおり。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

前計画書のとおり。

3 間伐及び保育に関する基本的事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

前計画書のとおり。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

前計画書のとおり。

(3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

前計画書のとおり。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

前計画書のとおり。

(3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

前計画書のとおり。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

前計画書のとおり。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方

前計画書のとおり。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

前計画書のとおり。

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

前計画書のとおり。

(6) その他必要な事項

前計画書のとおり。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

前計画書のとおり。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

前計画書のとおり。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

前計画書のとおり。

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

前計画書のとおり。

(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

前計画書のとおり。

(5) その他必要な事項

前計画書のとおり。

第4 森林の保全に関する事項

前計画書のとおり。

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

前計画書のとおり。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

前計画書のとおり。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

前計画書のとおり。

(4) その他必要な事項

前計画書のとおり。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

前計画書のとおり。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

前計画書のとおり。

(3) 治山事業の実施に関する方針

前計画書のとおり。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

前計画書のとおり。

(5) その他必要な事項

前計画書のとおり。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

前計画書のとおり。

(2) その他必要な事項

前計画書のとおり。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

前計画書のとおり。

(2) 鳥獣害対策の方針 (3 に掲げる事項を除く。)

前計画書のとおり。

(3) 林野火災の予防の方針

前計画書のとおり。

(4) その他必要な事項

前計画書のとおり。

第 5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

前計画書のとおり。

1 保健機能森林の区域の基準

前計画書のとおり。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

前計画書のとおり。

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

前計画書のとおり。

(3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

第 6 計測量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

前計画書のとおり。

2 間伐面積

前計画書のとおり。

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

前計画書のとおり。

4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長: km

区分	開設		改築		改良		舗装	
	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長
計画総数	63	80.8	39	93.1	209	66.5	119	79.7
前半5か年の計画量	24	60.4	2	18.1	42	21.2	13	26.4

詳細については、別紙一覧表のとおり。

別紙

開設

単位 延長: km 面積: ha

開設/拡張	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5ヵ年の 計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	甲府市	見越沢	0.3	95		1	
"	"	"	"	奥御岳支線	0.4	105		2	
"	"	林業専用道	"	竹日向1号支線	0.9	232		3	
"	"	"	"	王岳1号線支線	0.9	115		4	
"	"	"	"	奥仙丈2号支線	1.7	51		5	
開設(改築)	"	林道	"	御岳	(1.1)	4581		6	
"	"	"	"	野猿谷	(2.0)	1299		7	
"	"	"	"	奥仙丈	(1.0)	597		8	
小計				(3) 5	(4.1) 4.2				
開設	自動車道	林道	斐崎市	鳥居峠	2.1	123		9	
"	"	林業専用道	"	御座石1号支線	1.9	46		10	
"	"	"	"	小字沢1号支線	2.1	58		11	
"	"	"	"	小字沢2号支線	1.1	71		12	
開設(改築)	"	林道	斐崎市	御庵沢小武川	(1.0)	3,173		13	
"	"	"	"	小武川	(4.0)	1,749		14	
"	"	"	"	小字沢	(4.0)	321		15	
"	"	"	"	鈴嵐	(2.0)	329		16	
小計				(4) 4	(11.0) 7.2				
開設	自動車道	林道	南アルプス市	築山	0.3	60		17	
"	"	"	"	高尾山支線	0.8	75		18	
"	"	"	"	秋山	0.3	56		19	
開設(改築)	"	"	"	櫛形山	(4.5)	2,459		20	
"	"	"	"	御庵沢小武川	(1.8)	3,655		21	
"	"	"	"	南アルプス	(8.1)	13,691		22	
"	"	"	"	高尾山	(4.6)	282		23	
"	"	"	"	南高尾山	(1.2)	411		24	
小計				(5) 3	(20.2) 1.4				
開設	自動車道	林道	北杜市	大平	0.5	112		25	
"	"	"	"	篠鉢山	0.3	89		26	
"	"	"	"	柱置2号線	2.8	155	—	33	
"	"	"	"	加久保沢	0.3	53		27	
"	"	"	"	笠無	0.3	87		28	
"	"	"	"	瑞牆平	0.3	96		29	
"	"	林業専用道	"	大平1号支線	0.5	21		30	
"	"	"	"	大平2号支線	0.5	23		31	
"	"	"	"	井富1号支線	0.5	23		32	
"	"	"	"	柱置3号支線	0.5	53		33	
"	"	"	"	和田1号支線	0.3	31		34	
"	"	"	"	観音峠大野山1号支線	1.1	66		35	
"	"	"	"	観音峠大野山2号支線	0.5	32		36	
"	"	"	"	三沢1号支線	0.4	13		37	
"	"	"	"	三沢2号支線	0.4	13		38	
"	"	"	"	三沢3号支線	0.3	10		39	
"	"	"	"	松平1号線	0.5	32		40	
"	"	"	"	松平1号支線	0.6	45		41	
"	"	"	"	黒森1号支線	0.5	32		42	
"	"	"	"	本谷釜瀬1号支線	0.5	26		43	

単位 延長:km 面積:ha

開設/拡張	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半5ヵ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	北 杜 市	本谷1号支線	0.6	32		44	
"	"	"	"	榎山1号支線	0.5	54		45	
"	"	"	"	榎山小森川1号支線	0.5	48		46	
"	"	"	"	榎山小森川2号支線	0.3	22		47	
"	"	"	"	金ヶ岳1号支線	0.3	26		48	
"	"	"	"	雨乞尾白川1号支線	0.8	80		49	
"	"	"	"	釜無川1号支線	0.5	32		50	
開設(改築)	"	林道	"	日向日影	(1.1)	185		51	
"	"	"	"	周先ヶ原	(1.0)	245		52	
"	"	"	"	小川山	(3.0)	624		53	
"	"	"	"	檜山	(1.0)	559		54	
"	"	"	"	小森川	(1.0)	907		55	
"	"	"	"	茅ヶ岳	(4.0)	255		56	
"	"	"	"	並木上	(1.0)	371		57	
"	"	"	"	古杣川	(1.0)	808		58	
"	"	"	"	雨乞尾白川	(3.0)	2,288		59	
"	"	"	"	釜無山	(0.5)	672		60	
"	"	"	"	白須	(0.8)	72		61	
"	"	"	"	本村	(0.6)	50		62	
"	"	"	"	神宮	(1.0)	224		63	
"	"	"	"	滝道川	(0.5)	91		64	
"	"	"	"	田沢上	(0.5)	116		65	
"	"	"	"	釜無川右岸	(2.0)	2,024		66	
小計				(16) 26	(22.0) 14.6				
開設	自動車道	林道	甲斐市	安寺下福沢	0.5	75		67	
開設(改築)	"	"	"	寺平千田	(1.5)	113		68	
小計				(1) 1	(1.5) 0.5				
開設	自動車道	林道	山梨市	乾徳山	5.1	1,237		69	
"	"	"	"	塩平徳和	10.6	1,334		70	
"	"	"	"	塚本山	2.7	214		71	
"	"	"	"	仏沢	0.3	82		72	
"	"	"	"	徳和大平	0.3	69		73	
"	"	林業専用道	"	川上牧丘1号支線	1.6	180		74	
開設(改築)	"	林道	"	川上牧丘	(10.0)	27,777		75	
"	"	"	"	杣口	(9.3)	1,553		76	
"	"	"	"	鶏冠山	(3.0)	4,349		77	
"	"	"	"	乾徳山	(1.0)	1,237		78	
"	"	"	"	黒金山徳和	(3.0)	701		79	
小計				(5) 6	(26.3) 20.6				
開設	自動車道	林道	笛吹市	崩山稲山	0.5	214		80	
"	"	"	"	鶯宿中芦川	2.3	267		81	
"	"	"	"	大松沢	2.9	119		82	
"	"	林業専用道	"	兜山1号支線	0.5	100		83	
開設(改築)	"	林道	"	蕪入上芦川	(2.0)	1,174		84	
"	"	"	"	大窪鶯宿	(0.5)	720		85	
小計				(2) 4	(2.5) 6.2				
開設	自動車道	林道	甲州市	中道沢	1.9	253		86	
"	"	"	"	源次郎	4.0	360		87	
"	"	"	"	大洞沢	0.3	98		88	

単位 延長:km 面積:ha

開設/拡張	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半5ヵ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	甲州市	大見山	0.3	101		89	
"	"	"	"	思若美	0.3	73		90	
"	"	"	"	大ダール	0.8	152		91	
"	"	"	"	高芝	0.5	120		92	
"	"	"	"	日川左岸	4.1	159		93	
"	"	"	"	黒岳線	2.1	115		94	
"	"	林業専用道	"	日川1号支線	2.5	113		95	
"	"	"	"	一の平1号支線	2.5	150		96	
"	"	"	"	嵯峨塩深沢1号支線	2.8	160		97	
"	"	"	"	砥山1号支線	2.0	120		98	
"	"	"	"	鈴庫山1号支線	2.0	98		99	
開設(改築)	"	林道	"	菱山深沢	(1.6)	876		100	
"	"	"	"	砥山	(1.0)	217		101	
"	"	"	"	泉水横手山	(2.9)	2678		102	
小計				(3)	(5.5)				
				14	26.1				
開設合計				(39)	(93.1)				
				63	80.8				

改良

前計画書のとおり。

舗装

前計画書のとおり。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

前計画書のとおり。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

前計画書のとおり。

(3) 実施すべき治山事業の数量

前計画書のとおり。

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

前計画書のとおり。

第7 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

(1) 保安林の施業方法

前計画書のとおり。

(2) 保安施設地区の施業方法

前計画書のとおり。

(3) 自然公園内の施業方法

前計画書のとおり。

(4) 砂防指定地の施業方法

前計画書のとおり。

(5) 急傾斜地崩壊危険区域の施業方法

前計画書のとおり。

(6) 鳥獣保護区特別保護地区の施業方法

前計画書のとおり。

(7) 史跡名勝天然記念物に指定された区域の施業方法

前計画書のとおり。

(8) 埋蔵文化財包蔵地での施業方法

前計画書のとおり。

(9) 母樹または母樹林に指定された森林の施業方法

前計画書のとおり。

(10) 風致地区に指定された森林の施業方法

前計画書のとおり。

(11) 自然環境保全地区等の施業方法

前計画書のとおり。

(12) ユネスコエコパーク区域の施業方法

前計画書のとおり。